

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 2 号
件 名	環境法の「直罰主義」を没却して行政権を濫用する環境対策課長について
要 旨	<p>平成3年に成立した環境基本法の理念は「環境の恵沢の享受と継承」であり、それを受けた環境基本計画は、大気、水質の公害、動植物の自然環境、自然景観の快適環境、エネルギーや廃棄物の物質循環など4分野に計画整備されて計25の環境法が制定されている。</p> <p>陳情者は、環境侵害事件を特定して大気汚染防止法第18条第1項、第35条に基づく処置を所管に求めた。</p> <p>しかし、「直罰主義」の手続を知らない対応であったため、環境対策課長等に対して直罰法の趣旨を説明するが、法の解釈を討議する行政能力は認められなかった。(平成26年9月30日、11月14日付回答)</p> <p>環境対策課長の不知判断による「手続の不作为」は、行政権の恣意的な執行と主張する。</p> <p>その行政裁量の踰越、濫用の判断は、①法律の定める目的違反 ②恣意的な目的 ③平等原則違背 ④考慮の誤り ⑤義務の懈怠などであるから、当該事務行為は行政権の濫用に該当する。</p> <p>環境基本計画には、地域住民、事業者に身近な地方自治体として、自主的かつ積極的に環境問題に取り組むことが示されている。</p> <p>新潟市環境対策課の役割も、市民、団体、事業者に対する「啓蒙活動」、「法制度公報」と「遵守広報」である。</p> <p>環境広報の怠りを継承する新潟市は、善良な企業等を無過失責任の違法行為者として排出する行政構造であり、低級な資質の所管といえる。</p> <p>ゆえ、新潟市議会は、議会の役割に従い、市民が指摘する当該事務行為が事実か否か、給する調査費(15万円/月)を費やして調査し、その結果に基づいた適切な意見表明を行うことを陳情する。</p>
付 託 年月日 委員会	平成26年12月8日 環境建設常任委員会
受 理	平成26年12月3日 第490号